

仁科盛政起請文

永祿十（1567年）。生島足島神社などへの、諸將の武田信玄への起請文88通のうち、神仏名に「戸隠・飯縄」の双方が見えるものは31通、「戸隠」のみのも1通、「飯縄」のものは7通あるという（牛山佳幸「戸隠顕光寺史関係年表（古代・中世編）〔増補修正版〕」信州大学教育学部研究論集 第9号 2016年）。

次は『信玄武将の起請文』（信毎書跡出版センター刊）に載せられた生島足島神社の仁科盛政の起請文である。

〔懸紙〕

（ウハ書）

「上 仁科」

敬白 起請文之事

一此已前奉捧候数通之誓詞、弥不可致相違之事
一奉対 信玄様、逆心謀叛等不可相企之事
一為始長尾輝虎、從御敵方以如何様之所得申旨候共、不可致同意候事

一甲・信・西上野三ヶ国諸率、^{（卒）}雖逆心企、於某者無_二奉守 信玄様御前、可抽忠節之事

一今度別而催人數、無表裏、不涉二途、可抽戰功之旨可存
定事

一家中之者、或者甲州御前惡儀、或憶(臆)病意見申候共、一
切不可致同心事

右之旨少茂偽者、

上者梵天・帝釈・四大天王・内海外海龍王龍神、殊二者王
城之鎮守賀茂・春日・稻荷・祇園・松之尾・平野・梅宮・
天満大自在天神、至于関東者伊豆箱根三嶋三当・鹿嶋・
神取(香)・富士淺間大菩薩・甲州一二三之明神・国立橋立、
当国之鎮守諏方上下・小野南北大明神・飯繩戸隱両所權
現(幡)・八満大菩薩、惣而日本国中大小之神祇明道之蒙御
罰、於今生者黒白二病請、於来世無間可致墮在者也、仍如
件、

八月七日

(永祿十年)

(勝寶)

跡部大炊助殿

仁科

盛政(花押)(血判有)